

令和 6 年第 11 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 25 日（月）
午後 2 時 00 分から午後 3 時 35 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員（19 人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明		
	6 番	坂口 初男	7 番	河本 光晴	8 番	梅山 清春		
	9 番	相川 浩一	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸		
	12 番	安藤 卓巳	13 番	谷脇 文弘	14 番	山口用一郎		
	15 番	柿田 敏彦	16 番	前田 明代	17 番	中村 和也		
	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造				

5. 欠席委員（0 人）

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について

議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 46 号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について

議案第 47 号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳

8. 会議の概要

事務局 只今から令和 6 年西海市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。
在任委員 19 名全員出席で、総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は

会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、6番：坂口 委員、7番：河本 委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

今回は、担当課に説明をしていただく関係で、最初に承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」を審議することといたします。担当課である農林緑推進課から説明をお願いします。

農林緑推進課 西海市農林緑推進課の担当者です。今回土地改良事業に係る、土地改良法第3条資格者の証明について、農業委員会にご審議いただきます。まず、資料5頁が事業計画の概要書となりますが、本地区におきましては、丘陵地に広がる畑地及び樹園地で一筆当たりの面積が小さく、不整形な農地が分散しており、狭い道路が複雑に配置されているため作業効率が悪く、さらに排水も未整備であり、また、畑地かんがい施設については、伊佐ノ浦ダムを水源としたものが地区内の農地に整備されているものの、条件の悪い農地と農業者の高齢化により、遊休農地・耕作放棄地は増加傾向にあり、担い手農家の経営規模の拡大及び農地集積が進まない状況となっております。本事業は、区画整理及び農業用排水施設の整備によって農地の効率的かつ高度な利用を促すことで、既存の若い担い手の育成とともに、農地中間管理事業と連携した地域外担い手の経営拡大により、地域農業の活性化を図るものです。事業の内容としましては、区画整備と農業用排水施設整備について、それぞれ19.2haを予定しております。

今回皆様に、3条資格者の確認ということで、お諮りするわけですが、資料9頁・10頁のあわせて67名が、3条資格者となります。11頁以降に、本地区のエリア内の土地の一覧表を付けております。土地の一覧表の中で、一番右の列に名前がある場合は、名義人がお亡くなりになっている場合で、相続の代表者名を記入しています。長崎県農業振興

公社とあるものは、農地中間管理事業を活用して、県の農業公社に貸している分となります。今回土地改良法第3条の資格者については、土地の所有者もしくは、農地中間管理機構に土地を貸し付けている場合は、県の農業振興公社が3条資格者となるということで、土地改良法第3条に規定されております。今回、長崎県農業振興公社と記入されたものについては、9月の農業委員会で中間管理事業の認定を事前に受けています。一覧表のとおり3条資格者として証明いただきたく、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」について農林緑推進課から説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について承認することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」については、申し出どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」についての1番を説明します。資料18頁は、今回3条申請があった3件の位置図です。1番は、西彼町宮浦郷の農地です。資料19頁は議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細については、下段の中ほどに記載していますが、当該地は譲り受け人の自宅に隣接する自作地の間に所在しており、譲り渡し人による管理が出来ない状態であったため、これまで譲り受け人が管理していたもので、今般、売買により所有権を移転し、譲り受け人において耕作することで農地の有効利用を図るもの、となっています。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、18頁から24頁までで、18頁に位置図、19頁が議案書で、20頁に付近近況図、21頁に字図、22頁・23頁に現況写真、24頁に航空写真を添付しています。21頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。24頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。21頁の字図で言いますと、申請地

の右側が譲り受け人の自宅です。露地野菜を栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第44号の1番につきまして、6番委員、補足説明をお願いします。

6 番 6番委員です。11月21日の午後に、7番委員、それから地元推進委員との3名で調査に行きました。申請地は譲り受け人の自宅の真上にあたるところで、譲り受け人の畑の間に、譲り渡し人の畑が一角あるということで、以前から譲り渡し人は耕作をされておらず、譲り受け人が維持管理をされていたようで、この際、譲渡してはという話になり、本人にも確認をいたしましたところ、譲りますということで確認を取っております。耕作にはちょっと勾配がきつく、大変なところではありますが、譲り受け人は現在もきれいに維持管理をされておりまして、端のほうに柿や梨を植えておられました。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、議案第44号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第44号の2番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第44号の2番を説明します。25頁は議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細については、下段の中ほどに記載していますが、譲り受け人は、経営規模拡大のため、許可があり次第、売買による所有権移転を行うものである、となっています。今回は3筆の所有権移転です。隣接地に譲り受け人の所有地があり、圃場は自宅より約2kmに位置しています。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、25頁から34頁までで、18頁に位置図、25頁が議案書で、26頁に付近近況図、27頁に字図、28頁から33頁に現況写真、34頁に航空写真を添付しています。27頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、左側の道を挟み、譲り受け人の所有地があります。34頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。大根を栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からは、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第44号の2番につきまして、17番委員、補足説明をお願いします。

17番 17番委員です。11月20日に現地確認に行ってきました。譲り渡し人は、申請地の畑の隣に家を造って住んでいましたが、現在の住所地に移るということで、資産を売却したいと考えていたところ、譲り受け人がもともと3年ほどこの畑を小作していたということもあり、売買することになったという話でございました。譲り受け人は直売所等へ出荷するために、いろいろと耕作していて、ここは土地改良区からの水も来ているので、いいところだということで購入を決めたそうです。周囲の耕作者と共にワイヤーメッシュをしっかりと張っていて、獣害もないということで、管理はちゃんとやってくれるものと思っています。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第44号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第44号の3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第44号の3番について説明します。35頁は議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人

に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細については、下段の中ほどに記載していますが、譲り受け人は、経営規模拡大のため、許可があり次第、売買による所有権移転を行うものである、となっています。今回は2筆の所有権移転です。隣接地に譲り受け人が経営する養豚場があり、圃場は自宅より約1.5 kmに位置しています。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、35頁から42頁までで、18頁に位置図、35頁が議案書で、36頁に付近近況図、37頁に字図、38頁から41頁に現況写真、42頁に航空写真を添付しております。37頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。42頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。水稻を栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第44号の3番につきまして、4番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4番委員です。11月21日に私と地元推進委員2名と譲り受け人の4人で現地を確認いたしました。譲り渡し人は、息子さんが耕作していましたが、もう作れないということで、地元推進委員に相談をされておりました。譲り受け人は、養豚場と、田んぼを8反ほど耕作しております。今回の申請地は42頁の航空写真にありますように、養豚場の入り口のすぐ近くに位置しており、管理する上で特に問題はない状態です。現状ではワイヤーメッシュを張られていて、今回少し破られて入られたようですが、パレットで補修をされている状況でした。特に問題はありません。以上です。

議 長 ただ今、議案第44号の3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について説明します。資料 43 頁は、今回申請がありました 5 件の位置図です。1 番の物件は、西彼町上岳郷字鰐渕の田 3 筆で、合計 685 ㎡の申請となっています。使用貸し人・使用借り人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「資材及び作業道具保管のため倉庫を設置するもの」となっています。権利内容は「使用貸借権を 30 年設定」です。本案は、違反転用の案件で、その経過を下段に記載しています。令和 6 年 5 月 10 日付で、長崎県農山村振興課長より、「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当と通知があり、農振農用地区域からの除外を経て、今回の農地法第 5 条許可申請の提出がありました。添付資料は、44 頁から 53 頁までで、44 頁が議案書、45 頁に付近近況図、46 頁に字図、47 頁から 49 頁に現況写真、50 頁に航空写真、51 頁に被害防除計画書、52 頁に平面配置図、53 頁に立面図を添付しています。

51 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、土地表面を整地し碎石敷きにする以外は盛土や切土をしないため、土砂流出や崩壊等の被害を発生させるおそれはない、となっています。また、排水等については、雨水は自然流下で、污水・生活雑排水は発生しない、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物の高さは約 3.4m とするため、近隣農地への日照や通風等での悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。50 頁の航空写真からも判断できますが、北西側は、高低差がある水路が近接し、それに近接して再生困難な水田が、圃場整備された水田との間にあるため、分断され、孤立した農地であり、申請地は、周囲を宅地や河川等に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長

ただいま説明がありました議案第 45 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番

19 番委員です。11 月 23 日に地元推進委員 2 名と土地所有者とで、現地調査をしてきました。倉庫としましてはそれほど高さがあるものではなく、問題ないかと思います。それと雨水等に関しても、傾斜が側溝の方に流すようになっていました。それから、宅地として埋め立てされてから相当年数も経っておりますし、もう何ら問題なかろうということで見てきました。よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、議案第 45 号の 1 番について説明がありました。これより質

疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 45 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 45 号の 2 番について説明します。資料 54 頁が議案書ですが、本年 6 月 24 日開催の総会時に農用地除外の意見決定を行っています旨、追記いたします。物件は、西彼町白崎郷字太尾向の畑 1 筆で、地積 230 m²の申請となっています。使用貸し人・使用借りに関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は資材置場で、詳細は、浄化槽タンク等の資材置き場とするもの、となっております。権利内容は「使用貸借権を 30 年設定」です。添付資料は、54 頁から 61 頁までで、54 頁が議案書、55 頁に付近近況図、56 頁に字図、57 頁から 58 頁に現況写真、59 頁に航空写真、60 頁に被害防除計画書、61 頁に平面配置図を添付しております。

60 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、土地表面を整地し碎石敷きにする以外は盛土や切土をしないため、土砂流出や 崩壊等の被害を発生させるおそれはない。また、排水等については、雨水は、自然流下で、汚水・生活雑排水は、発生しない、となっております。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物は設置せず資材置場として利用するため、近隣農地への日照や通風等での悪影響を及ぼす恐れはない、となっております。59 頁の航空写真からも判断できますが、北側は、海岸や宅地で区切られ、南側は山林・原野で区切られた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 45 号の 2 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。11 月 23 日に地元推進委員 2 名と一緒に現地へ行き、

申請者と話をしてまいりました。本件申請は、事業拡大にあたり、資材置場が不足するということでなされたものであり、周囲に及ぼす影響ということでは、申請地の下も自分の土地でありますし、雨水は側溝がちゃんとありますので、問題ないということで見えてまいりました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 45 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 45 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 45 号の 3 番について説明します。物件は、西彼町白崎郷字太尾向の畑 2 筆で、合計 720 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は、駐車場で、詳細は「事業用車両の駐車場とするもの」となっています。権利内容は「所有権の移転・売買」です。添付資料は、62 頁から 71 頁までで、43 頁に位置図、62 頁が議案書、63 頁に付近近況図、64 頁に字図、65 頁から 68 頁に現況写真、69 頁に航空写真、70 頁に被害防除計画書、71 頁に平面配置図を添付しております。

70 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、土地表面を整地し碎石敷きにする以外は盛土や切土をしないため、土砂流出や崩壊等の被害を発生させるおそれはない。また、排水等については、雨水は、自然流下で、汚水・生活雑排水は発生しない、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物は設置せず駐車場として利用するため、近隣農地への日照や通風等での悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。69 頁の航空写真からも判断できますが、北側は海岸や宅地で区切られ、南側は山林原野で区切られた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 45 号の 3 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。11 月 23 日に地元推進委員 2 名と一緒に現地へ行き、申請者と話をしてまいりました。68 頁の写真にあります申請地については、細長く、申請者が所有する倉庫に隣接していますが、ちょうど駐車場も足りないということもあり、申請の運びとなったそうです。そして市道を挟んだ向かいの申請地についても、譲り受けるようになったそうです。周囲はすべて申請者所有の土地でありますので、迷惑をかけるようなことはないだろうと、聞いてまいりました。雨水についても道路側に側溝があり、砂利等を敷いてそちらの方に流すという話でしたので、問題ないものと判断をしてまいりました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 45 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 45 号の 4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 45 号の 4 番について、説明します。物件は、西彼町大串郷字中道の畑で、1 筆 499 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は、一般個人住宅で、詳細は「現在の借家の自宅が手狭であるため、職場に近い出身地の西海市に自宅を新築するもの」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、72 頁から 80 頁までで、43 頁に位置図、72 頁が議案書、73 頁に付近近況図、74 頁に字図、75 頁・76 頁に現況写真、77 頁に航空写真、78 頁に被害防除計画書、79 頁に平面配置図、80 頁に立面図を添付しています。

78 頁に戻りまして被害防除計画の内容ですが、切土を最高 1.2m、

最低 0.2m 行い、土留め工事を行い、敷地境界に縁石を設置する内容となっています。また、排水等については、雨水は自然流下で、汚水・生活雑排水は下水道に接続する、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、79 頁の平面配置図のように、建物を北側の既存宅地と東側の道路側に寄せ、支障が無いようにする、となっています。77 頁の航空写真からも判断できますが、北及び南側は、海岸や宅地で区切られ、周囲の農地合計面積は、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 45 号の 4 番につきまして、3 番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3 番委員です。11 月 22 日に申請者代理人と地元推進委員と一緒に、現地の確認をいたしました。事務局からも説明がありましたが、74 頁の字図でお分かりのように、申請地裏側は農地となっていますが、申請地と比較し、一段高い状況になっています。その法面の中間が境界線となっていますが、法面には手をつけずに扱わないということでした。正面側になります道路を挟んで畑がありますが、こちらの方にも日照等の影響を与えないように、法面側寄りに建設を予定されております。事務局からも説明がありましたが、下水に関して、生活雑排水・汚水に関しては公共下水に接続を予定されていますが、申請地が接する道路には側溝が設けられていませんでした。西側の隣接宅地には側溝が設置されていますので、その所有者につなぎ込みについてお願いをし、また市の建設課とも協議をされています。その他大雨等、日照等による周辺農地への影響はないと判断をいたしました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 45 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 45 号の 5 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 45 号の 5 番について、説明します。物件は、西彼町白似田郷字上原田の畑で、1 筆 322 m²の申請となっています。使用貸し人・使用借り人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は、資材置場で、詳細は「事務所移転の必要があるため」となっています。この土地については、令和 5 年 9 月の総会時に農地法第 3 条許可申請があり、許可書を交付しています。その内の 1 筆ではありますが、この土地は日当たりが悪く、水はけも悪く、常時湿った状態の農地であり、耕作に不向きな農地であり、また申請者の方も、事務所の移転をせざる得ない状況となったと聞いており、今回農地法第 5 条申請を行ったものです。権利内容は「使用貸借権を 20 年設定する」となっております。添付資料は、81 頁から 88 頁までで、43 頁に位置図、81 頁が議案書、82 頁に付近近況図、83 頁に字図、84 頁・85 頁に現況写真、86 頁に航空写真、87 頁に被害防除計画書、88 頁に平面配置図、を添付しております。

87 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、砕石敷きを施し、現状のまま利用するため、被害発生の恐れはないとなっております。また、排水等については、雨水は、自然流下で、汚水・生活雑排水は発生しない、となっております。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物はないため、被害の発生の恐れはない、となっております。86 頁の航空写真からも判断できますが、場所は、旧白似田小学校付近の土地で、周辺を宅地やため池・山林等で区切られ、農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 45 号の 5 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番 9 番委員です。11 月 23 日に、私と申請者と地元推進委員の 3 人で、現地確認をいたしました。この土地は、写真でも分かりますように山あいにはありますが、なぜ、事務所の移転をしなければならないかということになりますと、まず現在の使用借り人の事務所が、国道 206 号線に近いところにあり、借地であり、借地代もかなりなものであるということで、どうしても事務所を移転しなければ、今後会社を運営していく上で、コスト面から考えてよろしくないということで判断をされたようでございます。現地確認をしてまず気になったのが航空写真でも分かりますように、ため池を利用した水田もありますし、アスパラを栽培している方がおられますので、油がため池に流れ込んで、た

め池によって作物を作っておられる方に被害が及ぶことがあってはならないということでした。使用借り人もその点は重々分かっておられて、まず、移転をするために場所を見て、2度3度検討して今の場所に落ち着くようでございます。移転に関係する様々なリスクも考えながら、仕事を進めていくというようなことでもございましたので、そういった油の流出等をくれぐれも起こさないようにお願いしますということで、現場を後にしました。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第45号の5番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

2 番 2番委員です。今9番委員から説明があった通り、私も一番懸念するのが機械類、ポンプ類の油の流出、雨水によつての流出が100パーセント無いとは言えないと思います。極力無いようにされると思いますが、結構大きなため池のようですので、もしあった場合の補償等について、使用借り人は考えておられるのでしょうか。例えば保険を掛ける等ですが、どうでしょうか。

9 番 9番委員です。84頁の写真のように現在は土が露出した状態ですが、最初のステップとして、碎石を敷き詰めるということを言われています。このため池は、自然に湧く水ではなく、山の上の方から流れよつた水であります。このため池を利用して、田んぼとアスパラを栽培されているのは、使用借り人の代表者の親戚にあたる方で、ため池についても長年管理をされています。そのような関係もあって、被害が発生した場合の補償については、具体的に伺っていません。

議 長 ただ今9番委員の説明でしたが、この件について、他に皆さん方から、何かご意見などありませんか。

9 番 9番委員です。また、申請地は資材置き場としての使用に限り、被害防除計画書によれば、流れ込む水は雨水のみであります。ただ、機械類は油を使って動くものでありますので、そういった雨水に油が混じる可能性もゼロではないという考え方をすべきだと思いますが、油が付着した資材・機械類は極力露天に置かない等の対策を講じるものと思われまふ。

議 長 他に皆さん方から、ご意見などありませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 5 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 46 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 46 号について説明します。農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。資料は 89 頁から 92 頁までです。90 頁は、今回の要請分の集計表となります。今回は、出し手が 3 人で 18 筆 16,270 m²、受け手が 1 人で 8 筆 10,393 m²、受け手がない筆は、長崎県農業振興公社が中間保有する分となっています。要請する物件は、合計 18 筆で、16,270 m²となっています。受け手がある筆は、1 番から 8 番の計 8 筆で、全て再設定であります。また、92 頁は 1 番の一部借り受けの資料で、8,451 m²のうち 2,400 m²を借りる内容となります。94 頁が、今回の受け手の経営状況等の資料です。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 今回公社が受け手となっている物件については、補足説明不要ですが、対象者への配分がある物件について説明をお願いします。1 番から 8 番の補足説明を、18 番委員をお願いします。

18 番 18 番委員です。先週の木曜日に、私と 10 番委員と地元推進委員と、借り受け人とで、一緒に現地を確認しました。ここは、中浦北郷と書いていますが、ちょうど太田和郷との境目で、両方にまたがって借り受けている状況です。92 頁の航空写真の上の方に道が伸びていますが、これをずっと行った先に、この写真には写っていませんが、太田和郷の畑があります。借り受け人は、一生懸命やられる方で、現在も大根を作付けしていました。93 頁の経営状況によれば、年間 180 人を雇ってやっておられ、今後も何時までやれるか分かりませんが、頑張っ

やりますということでしたので、何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 46 号について、説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 46 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 47 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。非農地同意分の資料は、94 頁から 113 頁までです今回は、10 月 16 日から 11 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。1 番から 4 番までが、西彼町の物件で 1 件・4 筆、5 番から 7 番までが、西海町の物件で 1 件・3 筆、8 番から 23 番までが、大島町の物件で 2 件・16 筆で、24 番から 37 番までが、大瀬戸町の物件で 1 件・14 筆で合計 5 件 37 筆 28,190.03 m²の申請となっています。資料につきましては、96 頁に位置図、97 頁から 100 頁に航空写真配置図、101 頁から 113 頁までに航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 47 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 47 号の 1 番から 37 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 事務局です。114 頁は今回報告する、農地転用許可不要案件 3 件分の位置図です。1 番の報告事項、農地転用許可不要案件届について説明します。物件は、大瀬戸町雪浦幸物郷字本谷の畑で、地積 227 m²のうち 36.27 m²を利用面積としています。目的は、携帯電話無線基地局の保守メンテナンス性向上のため、コンクリート舗装通路の設置、保守点検通路 3,627 m²を設置するものです。工期は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日で、申請者は携帯電話事業者です。

次に 2 番の報告事項、農地転用許可不要案件届について説明します。物件は、西海町丹納郷字小折尾の畑で、地積 911 m²のうち 80.2 m²を利用面積としています。目的は、畑の利便性向上のため、車両の進入通路を設置するもの、となっていますが、既に施工済みであり、顛末書が添付されています。126 頁・127 頁が現況写真です。

最後に 3 番の報告事項、農地転用許可不要案件届について説明します。物件は、西彼町小迎郷字下杉崎の畑で、地積 1,039 m²のうち、198 m²を利用面積としています。目的は、畑の利便性向上のため、収穫用コンテナや選果機を格納し、収穫期には選果場として効率よく利用するため、倉庫を建設するもの、となっています。資料 137 頁は被害防除計画書で、現状のまま利用するので、被害の発生の恐れはない。また雨水は、水路に放流し、汚水は発生しない。周辺農地に対する営農条件に支障を生じさせない措置は、西側の耕作地との間には 3 m 程の擁壁を設けており、日照、通風面での影響はない。北側の隣接する休耕畑は建物から 4 m 離れており、同じく日照、通風面での影響はない。また、雨水については排水路を設け、市道側溝に放流するため、被害の発生の恐れはない、となっています。以上で報告事項の説明を終了します。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日時 令和 6 年 12 月 25 日(水) 午後 3 時 00 分から

場所 西彼総合支所 2階大会議室

代 理 これをもちまして令和6年西海市農業委員会第11回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 11 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人